

介護サービス利用者負担額の軽減制度

介護保険を利用するには利用料が発生します。一定の基準を満たした場合に軽減される制度です。

国の制度は社会福祉法人のサービスに関してですが、北見市ではそれに加えて「軽減法人」を指定しています。

勤医協も「軽減法人」になっており、勤医協デイサービスセンター、勤医協デイサービスくわの木、訪問看護ステーションたんぽぽ、ヘルパーステーションたんぽぽ、看護小規模多機能たんぽぽが該当しています。



- ・減免対象は、サービス利用料と食費居住費です。
- ・軽減割合は25%です。
- ・以下の要件を満たす場合に利用できます。

世帯全員が市町村民税非課税であって、次の要件のすべてを満たす方

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。(非課税収入や仕送りなども含む。)
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。(預貯金等には、有価証券、債券等も含まれる。)
- (3) 世帯が、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。(市町村民税の控除対象者並びに医療保険の被扶養者となっていないこと。)
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

大変有用な制度ですが申請手続きに通帳のコピーなどが必要なため、躊躇される方がいる現実もあります。ケアマネにご相談ください。